

平成28年度 第7回 常設審議委員会 次第

日時 平成28年10月25日(火) 13時30分～
場所 札幌市 第二水産ビル 4階4F会議室

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議事録署名者指名
- 4 諮問・意見聴取
 - 1) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定に基づく諮問について
 - 2) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について
- 5 報 告
 - 1) 今次台風等による被災状況と北海道の対応について
 - 2) 台風被害への対応について
 - 3) 農地転用許可権限等に係る指定市町村の指定状況について
 - 4) 平成28年度全国農業委員会会長代表者集会への対応と北海道選出国會議員に対する要請の実施について
 - 5) 改正農業委員会法施行後の状況について
 - 6) その他
- 6 協 議
 - 1) 北海道選出国會議員に対する要請書(素案)について
 - 2) その他
- 7 閉 会

次回 平成28年度第8回常設審議委員会は、平成28年11月25日(金曜日)
開会時間は、13:30です。
場所は、第二水産ビル 4階 4F会議室です。

【メモ】

平成28年8月の大雨等による農業関係被害総額等について (第7・11・9号と第10号の合計)

(平成28年9月27日)
農 政 部

1 被害の概要

○ 被災市町村数	140	市町村
○ 被害推計額	54,293	百万円

2 被害の内訳

(1) 農作物関係

区分	被害数	被害推計額(百万円)
農作物等	38,927ha	26,269
家畜の斃死	牛:15頭、子豚2,031頭、 ブロイラー75千羽	75
生乳の廃棄	348t	33
農業用ハウス等	2,435件	731
畜舎・納屋等	1,283件	513
機械等	336件	1,655
合 計	—	29,276

(2) 共同利用施設関係

区分	被害数	被害推計額(百万円)
共同利用施設の損壊等	20件	3,005
合 計	—	3,005

(3) 農地・農業用施設関係

区分	被害数	被害推計額(百万円)
農地の損壊等	2,370か所	16,774
農業用施設の損壊等	892か所	5,237
合 計	—	22,012

【内訳】

1. 農作物関係

- 農作物への影響の主な内容は、水稲、豆類、ばれいしょ、てんさい、たまねぎ等の冠水・浸水、スイートコーン、飼料用とうもろこし等の倒伏など

ア 振興局別の内訳

(単位：ha、百万円)

振興局	市町数	被害面積	被害推計額	主な作物
空知	19	445	267	水稲、そば、たまねぎ
石狩	6	90	86	大豆、ブロッコリー、スイートコーン、りんご
後志	6	337	51	大豆、スイートコーン、飼料用とうもろこし
胆振	8	1,164	617	水稲、大豆、いんげん、りんご、スイートコーン
日高	4	762	224	水稲、トマト、牧草
渡島	8	1,362	823	りんご、かぼちゃ、ねぎ、飼料用とうもろこし
檜山	5	1,346	103	水稲、大豆、飼料用とうもろこし
上川	21	2,524	1,327	水稲、大豆、ばれいしょ、にんじん
留萌	1	11	2	水稲、そば
宗谷	2	1	0	牧草
オホーツク	17	4,381	4,334	大豆、ばれいしょ、てんさい、たまねぎ、スイートコーン、飼料用とうもろこし
十勝	18	26,293	18,422	ばれいしょ、てんさい、大豆、小豆、ながいも、スイートコーン、飼料用とうもろこし
釧路	5	203	11	牧草、飼料用とうもろこし
根室	2	8	0	牧草
計	122	38,927	26,269	

イ 作物別の内訳

(単位：ha、百万円)

区分	被害面積	被害推計額	備考
水稲	1,791	593	
小麦	99	19	
豆類	7,033	2,602	
うち大豆	2,728	451	
うち小豆	2,267	1,213	
ばれいしょ	6,069	11,923	
そば	1,407	56	
てんさい	4,097	1,803	
果樹類	134	84	
野菜	6,902	8,783	
うちスイートコーン	3,947	1,094	
うちたまねぎ	1,122	2,652	
飼料用作物	11,301	406	
うち飼料用とうもろこし	6,408	319	
その他作物(緑肥等)	92	—	
計	38,927	26,269	

2. 共同利用施設関係

- 共同利用施設への影響の主な内容は、穀類乾燥調製施設、ポテトチップス工場等の浸水による機器等の損壊、共同放牧施設内の水源施設の破損、鳥獣（シカ）侵入防止柵の破損など

(単位：百万円)

区分	市町村数	被害箇所数	被害推計額	被災施設
上川	2	9	2,784	穀類乾燥調製施設、トマト選果施設、ポテトチップス工場、にんじん選果施設など
林-ツク	1	1	45	鳥獣侵入防止施設
十勝	6	9	170	共同放牧施設、野菜予冷施設、加工施設、鳥獣侵入防止施設など
釧路	1	1	6	鳥獣侵入防止施設
計	10	20	3,005	

3. 農地・農業用施設関係

- 農地・農業用施設への影響の主な内容は、農地については、ほ場への土砂堆積やほ場からの耕土流出、農業用施設については、頭首工の損傷、水路の埋塞・損傷、農道の損傷など

(単位：百万円)

区分	市町村数	農地		農業用施設		計	
		箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額
空知	10	223	726	87	109	310	835
胆振	2	—	—	14	46	14	46
日高	5	42	166	178	397	220	564
渡島	1	7	2	39	18	46	20
上川	14	567	1,448	231	1,001	798	2,449
オホーツク	9	425	6,940	46	824	471	7,764
十勝	14	1,106	7,492	294	2,778	1,400	10,270
釧路	2	—	—	3	64	3	64
計	57	2,370	16,774	892	5,237	3,262	22,012

8月の大雨等による農業関係の被害額等について

(単位：百万円)

区分	農作物関係			共同利用 施設	農地・農業 用施設	計
	農作物等	その他	小計			
空知	267	2	269	—	835	1,104
石狩	86	4	90	—	—	90
後志	51	34	85	—	—	85
胆振	617	108	725	—	46	771
日高	224	84	308	—	564	872
渡島	823	332	1,155	—	20	1,175
檜山	103	360	463	—	—	463
上川	1,327	754	2,081	2,784	2,449	7,314
留萌	2	2	4	—	—	4
宗谷	0	6	6	—	—	6
オホーツク	4,334	28	4,362	45	7,764	12,171
十勝	18,422	1,122	19,544	170	10,270	29,984
釧路	11	116	127	6	64	197
根室	0	56	56	—	—	56
合計	26,269	3,007	29,276	3,005	22,012	54,293

※農作物関係の「その他」は、「家畜の斃死」、「生乳の廃棄」、「農業用ハウス等」、「畜舎・納屋等」、「機械等」の合計

復旧に向けた主な対策の進捗状況

区 分	進 捗 状 況 な ど
1 農地・農業用施設の早期復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○ 査定前着工（農地・施設）を申請した44地区（10月19日現在）について、順次応急工事に着手。農地復旧の査定前着工地区数の割合は、調査中の十勝管内を除き77%。（十勝管内の地区数は11月中旬までに判明予定） ○ 南富良野町、帯広市、芽室町、清水町において、被害が甚大で河川との調整が必要な農地については、道が事業主体で災害復旧事業を実施。 ○ 復旧工事を円滑に進めるため、「河川と農地の復旧連絡調整会議」を設置。上川、オホーツク、十勝に地方連絡会議を設置し、農地及び河川の復旧スケジュールや河川残土の有効活用等を協議。
2 共同利用施設の早期復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農協等が所有する被災施設の災害復旧事業実施の活用意向を確認。一部施設では、応急工事を終了し、農産物の受入れを再開。 ○ 強い農業づくり交付金等（共同利用施設の整備等）が措置されたことから、被災施設ごとに実施意向を確認。
3 個人施設・機械の再建・修繕	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災農業者向け経営体育成支援事業が措置されたことから、需要額調査を実施中であり、本事業を効果的に活用することを基本に、道として必要な対策を検討。
4 共済の早期支払 低利資金の円滑な融通	<p>【共済】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年内の支払・仮払いに向け、農業共済組合等に対し、適切かつ迅速な損害評価等を指導。 〔年内支払～小豆・いんげん・えだまめ〕 〔年内仮払い～馬鈴しょ、たまねぎ〕 <p>【低利資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付年から5年間は実質無利子化となる農林漁業セーフティネット資金などについて、道から市町村や農協等に対して情報提供。 ○ こうした低利資金の円滑な融通に必要な被災内容の証明について、市町村に協力を依頼。
5 技術指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 浸水・冠水したほ場の排水対策や、病気の発生を防止するための技術対策について、農業改良普及センターを通じ、随時発信するとともに、来年の円滑な営農に向けたほ場の整備・管理技術の指導。 ○ 秋まき小麦の播種は平年並に終了し、出芽は順調。
6 種子・飼料の確保	<p>【種子】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 馬鈴しょや金時などで不足が予想されたことから、産地間の調整や種子とする等級・階級の拡大などにより、府県移出用も含め、充足するよう調整。 <p>【飼料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 10月7日に、農林水産省、関係機関・団体と「飼料確保連絡会議」を開催の上、粗飼料等の購入経費を支援する国の事業の有効活用などにより、粗飼料の確保に向け対応。

■ 関係機関・団体による連絡協議会をこれまで4回開催。

平成28年台風による被災農林漁業者への支援対策について

平成28年10月7日

農 林 水 産 省

平成28年8月、9月に日本に襲来した台風第7号、第11号、第9号、第10号は、北海道を始めとする各地域の農林水産業に甚大な被害をもたらしている。

このため、被災された農林漁業者の方々が一日も早く経営再開できるように、以下の対策を講じる。

1 災害復旧事業の促進

農地・農業用施設、共同利用施設、森林関係及び漁港施設等の農林漁業関係施設の被害に対して、査定前着工制度の関係地方公共団体等への周知、農林水産省職員の現地への派遣による技術的支援等を通じて、災害復旧事業等により、早期復旧を支援。

2 共済金等の早期支払い

- (1) 農業共済について、損害評価を迅速に行い、共済金の早期支払いを実施。
また、加工用農産物が、倒伏等により工場に出荷できる品位を満たさないものについて、適切な損害評価と共済金の支払いを実施。
- (2) 森林保険、漁業共済・漁船保険について、損害評価を迅速に行い、共済金及び保険金の早期支払いを実施。

3 災害関連資金の特例措置

- (1) 被災農林漁業者の運転資金の調達を支援するため、農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間実質無利子化。
- (2) 被災した農林漁業用施設等を復旧するための施設資金の調達を支援するため、以下のとおり対応。
 - ① スーパーL資金、農林漁業施設資金、近代化資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間実質無利子化
 - ② 農業近代化資金の借入れについて、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除
- (3) このほか、被災農林漁業者が意欲を持って経営を再開できるように、以下のとおり要請済み。
 - ① 新規融資に際しては、円滑な融通が図られるように、関係金融機関に要請

- ② 既往融資に関して、償還猶予などの措置を適切に講じるように、関係金融機関に要請

4 農業用ハウス、共同利用施設等の再建・修繕への支援

- (1) 被災農業者向け経営体育成支援事業を発動し、農業用ハウス、畜舎、農業機械等の再建・修繕（撤去を含む）に要する経費を助成（3/10以内）。
（撤去については、市町村が実施する環境省の災害廃棄物処理事業の対象となり得る。）
- (2) 被災した共同利用施設（乾燥調製施設、集出荷施設、農産物等処理加工施設等）の再建・修繕や、再建の前提となる損壊した施設の撤去等に要する経費を助成。

5 営農再開に向けた支援

- (1) 被災に伴い必要となる追加防除、ほ場残さの撤去、追加的な種子確保等に要する経費を助成。
- (2) 共済対象外の作物を作付けしている被災農業者の種子の購入等に要する経費を助成。
- (3) 客土を行い復旧した農地の生産力回復を図るため、追加的な堆肥の投入等の土づくりに要する経費を助成。
- (4) 被害果樹の植え替えや、これにより生ずる未収益期間に要する経費を助成。
- (5) 被災した畜産農家の資金繰りを支援するため、以下のとおり対応。
- ① 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）、養豚経営安定対策事業（豚マルキン）における生産者積立金の納付免除等
 - ② 肉用子牛生産者補給金制度における生産者負担金の納付期限の3か月間延長
 - ③ 鶏卵生産者経営安定対策事業における生産者負担金の減額等
- (6) 被災した酪農・畜産農家の経営継続を支援するため、以下のとおり対応。
- ① 自給飼料の被害を受けた酪農・畜産農家が、自給飼料の品質低下を抑制するための発酵促進剤や不足する粗飼料を購入する場合に要する経費を助成
 - ② 簡易畜舎や給水タンク等の整備、畜舎や機械等の簡易な修理、乳房炎治療等に要する経費を助成
 - ③ 被災家畜の避難・預託、死亡・廃用家畜に係る家畜導入を支援
 - ④ 酪農ヘルパーの被災農家への出役を支援

6 農地・農業用施設の早期復旧等の支援

- (1) 水利施設の被災による営農用水の断水に対しては、査定前着工制度の活用を促進し、災害復旧事業で応急的な用水確保を支援。
- (2) 災害復旧の円滑な実施と就労機会の確保の観点から、災害復旧事業等における被災農業者の就労を促進。
- (3) 損壊等の被害を受けた農地周りの小規模な水路等の集落による復旧活動を支援。
- (4) 被災地域において、農地等の復旧と一体的に行う大区画化、暗きょ排水整備、除れきなどの耕作条件の改善や、高収益作物への転換等を図る取組を支援。
- (5) 河川の決壊等により表土が流出した農地については、良質な土を客土することにより、災害復旧事業で着実な復旧を支援。
- (6) 被災した鳥獣被害防止施設の復旧・再整備を支援。
- (7) 被災地における農家の負担軽減を図るため、土地改良事業の農家負担金の利子相当額を助成。

7 林野関係被害に対する支援

- (1) 被災した山林の早期復旧を図るとともに、森林の崩壊に伴う倒木等による下流域への流木被害の軽減に資するため、水産関係団体、林業関係団体、農林水産省が連携して調査等に取り組み、治山事業や森林の管理のための森林整備事業を計画的に実施。
- (2) 被災した製材工場など木材加工流通施設等の復旧・整備や損壊した施設の撤去に要する経費を助成。

8 水産関係被害に対する支援

- (1) 被災したサケ・マスのふ化施設や養殖施設等については、災害復旧事業等により早期復旧を支援するとともに、被災を免れたふ化放流施設における稚魚の生産拡大への支援を実施。
- (2) 流木により水産業への影響を最小限に食い止めるように、以下のとおり対応。
 - ① 河川・漁場等に堆積・漂流する流木等については、漁業者等の活動組織が行う回収・処理を支援
 - ② 海岸保全施設の機能を阻害する流木等については、農林水産省、国土交通省が連携し、回収を支援

9 4、7の(2)等については、関係地方公共団体における対応等の実情を十分に踏まえ、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないように、これらの対策の内容に応じ、地方財政措置で適切に対応する。

※ 4、5の(1)、(2)、(3) 7の(2)については、別紙の留意事項を参照

(別紙)

**農業用ハウス・畜舎、共同利用施設等の再建・修繕の事前着工、
撤去等における留意事項**

被災農業者向け経営体育成支援事業、強い農業づくり交付金等による倒壊した農業用ハウス・畜舎、共同利用施設等の再建・修繕の事前着工、再建の前提となる損壊した施設の撤去等については、それぞれの農林漁業者ごと（共同利用施設等の場合は施設ごと）に次の資料を保存しておいていただくようお願いいたします。（被災農業者向け経営体育成支援事業については、従来からのメニューであるハウスの再建・修繕の扱いと同様です。）

(1) 次のことがわかる書きものや写真等

- ① 施設の被害の状況
- ② 再建・修繕、撤去等の作業を行った者、日付け、費用の額

(2) 再建・修繕、撤去作業等を外注した場合の発注書、納品書、請求書などの書類

(3) 種苗購入や資材購入等を行った場合の発注書、納品書、請求書などの書類

<関係事業>

- 被災農業者向け経営体育成支援事業
- 強い農業づくり交付金
- 農山漁村振興交付金
- 産地活性化総合対策事業
- 次世代林業基盤づくり交付金

台風被害への対応について

平成 28 年 10 月 25 日
第 7 回常設審議委員会

本年 8 月 16 日以降の台風により、道内では集中豪雨・強風などの影響で、河川の氾濫、農地への浸水被害、農作物の流失や倒伏等の被害、停電の影響による生乳廃棄などの甚大な影響が生じた。本会議では、被災状況を把握するとともに復興に資するため、以下により対応した。

1 関係会議への対応

北海道等が主催する以下の会議に本会議職員が出席し、情報収集・提供を行った。

- 9 月 6 日 (火) 第 2 回 大雨等による農業被害対策連絡協議会 (札幌市)
- 9 月 12 日 (月) 第 3 回 大雨等による農業被害対策連絡協議会 (同)
- 10 月 14 日 (金) 被災農林漁業者への支援対策実務担当者説明会 (同)

2 復旧資材提供への協力

被災市町村農業委員会に対して 8 月 30 日に復旧資材の提供が可能である旨を連絡し、要請のあった 9 市町村に対して (一社) 全国農業会議所・全国農業新聞が軍手 820 双・タオル 860 枚を提供した。

3 募金活動への協力

J A 北海道中央会・北海道農業団体気象災害等対策本部による「平成 28 年台風等による被災組合員に対する救援募金運動」に対し、本会議役職員が募金を行った。

4 被災状況現地調査の実施

被災状況を確認し、農業者の生の要望内容を把握するため、地元農業委員会の協力の下、以下により本会議役職員による現地調査を実施した。

北見市 (9 月 27 日)、幕別町 (9 月 29 日)、帯広市 (同)、南富良野町 (同)、
深川市 (10 月 7 日)

5 要請活動の実施

復興対策の早急な実現に向けて、本会議役員が別添要望書により以下の要請を行った。

- 10 月 12 日 (水) 東京都

要請先：北海道選出国會議員 29 名、北海道外選出国會議員 5 名

なお、以下国會議員 (順不同、敬称略) に対しては、面談して要請した。

武部 新、吉川 貴盛、細田 健一 (新潟 2 区)、佐々木 隆博、堀井 学、
島山 和也、鈴木 貴子、荒井 聰、徳永 エリ

- 10 月 13 日 (木) 札幌市

要請先：北海道農政部長、北海道農政部農業経営局長、北海道農政部技監

別添：今次台風による農地・農作物等被害対策に関する要望書

今次台風による
農地・農作物等被害対策に関する
要望書

平成28年10月12日

一般社団法人
北海道農業会議
代表理事会長 岡村 雅敏

今次台風による農地・農作物等被害対策に関する要望

一般社団法人北海道農業会議

収穫期を目前にした北海道を襲った台風7号・11号・9号・10号による記録的な豪雨と暴風は、道内全域に大きな爪痕を残した。北海道農政部がまとめた被害状況は、農作物の被害面積は38,927㌦、ハウス等の農業施設被害は2,435棟、農地の浸水・冠水は2,370か所、ほかにも家畜のへい死や生乳の廃棄、農業機械の損壊など、総額で543億円を超えるものとなっている。

そのうち農地損壊等の被害額は168億円にのぼることが見込まれており、収穫間近の農産物の冠水や流失に加え、農地の表土流亡や流木・岩石の流入などの壊滅的な被害を受けたため、営農継続に重大な支障をもたらす懸念が広がっている。

そのため、これまで担い手たる認定農業者等への農地集積を進め、大規模かつ生産性の高い専門的経営を構築し、安全・安心な食料の安定供給と国土・環境の保全に大きな役割を果たすとともに、本道経済・社会を支える基幹産業として発展してきた食料基地北海道の農業生産基盤を早急に復興し、災害に負けないより強固なものにして行くことが緊急の課題として求められている。

このことから、本道農業委員会組織として、下記事項について迅速な実現を図られるよう強く要請する。

記

1 被災農地の早急な復旧対策の実施

来年度の耕作と営農に支障をもたらさないよう、被災農地の早急な復旧と生産力の回復に向けた事業の実施とその予算を確保し、加えて被災者の負担を軽減する措置をとること。

2 農地復旧対策実施における現場判断の重視

被災農地の復旧工事実施にあたっては、その重要性や必要性の判断に加え、実施の時期と工法等について、農業者を含めた現場の判断を重視してすすめること。

3 被災農家の生産回復を早急に図るための支援の実施

台風被災による農作物等の直接的な被害への支援に加え、来春以降の作付体系の回復に向けた経営・技術・資金等の支援を行うこと。

農地転用許可権限等に係る指定市町村の指定状況について

平成 28 年 10 月 25 日
第 7 回常設審議委員会

平成 27 年 6 月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第 5 次地方分権一括法）による農地法（昭和 27 年法律第 229 号）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」）の一部改正により、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）は都道府県に代わって、農地転用許可及び農振法に基づく開発許可を行うことができることとなった。

指定市町村とは、農地転用許可制度・農振法に基づく開発行為許可制度を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているものとして、農林水産大臣が指定する市町村のことをいい、指定市町村は、農地転用許可制度・農振法に基づく開発行為許可制度において、都道府県と同様の権限を有する。

農林水産省はこれまでにこの指定を 2 回行っており、初回の平成 28 年 6 月時点では北海道内における指定市町村は皆無であったが、2 回目の 28 年 9 月時点で、渡島管内七飯町が指定を受けたところである。

現時点で指定を受けている市町は以下の通り。

1 農地転用許可（農地法第 4 条第 1 項に基づく指定市町村）（32 市町）

(1) 平成 28 年 6 月 1 日付け指定市町村（21 市町）

〈神奈川県〉横浜市、〈新潟県〉新潟市、長岡市、〈福井県〉越前市、
〈長野県〉飯田市、〈三重県〉津市、松阪市、鈴鹿市、名張市、鳥羽市、伊賀市、
東員町、朝日町、大台町、度会町、大紀町、南伊勢町、〈岡山県〉岡山市、総社市、
高梁市、〈長崎県〉諫早市

(2) 平成 28 年 9 月 30 日付け指定市町村（11 市町）

〈北海道〉七飯町、〈埼玉県〉蓮田市、〈富山県〉富山市、〈福井県〉鯖江市、
〈岐阜県〉岐阜市、〈愛知県〉一宮市、〈三重県〉明和町、玉城町、
〈滋賀県〉近江八幡市、〈兵庫県〉神戸市、〈島根県〉松江市

2 農振法に基づく開発許可（農振法第 15 条の 2 第 1 項に基づく指定市町村）（12 市町）

(1) 平成 28 年 6 月 1 日付け指定市町村（7 市）

〈新潟県〉新潟市、長岡市、〈福井県〉越前市、〈長野県〉飯田市、〈岡山県〉岡山市、
高梁市、〈長崎県〉諫早市

(2) 平成 28 年 9 月 30 日付け指定市町村（5 市町）

〈北海道〉七飯町、〈富山県〉富山市、〈福井県〉鯖江市、〈滋賀県〉近江八幡市、
〈兵庫県〉神戸市

平成28年度全国農業委員会会長代表者集会への対応と 北海道選出国會議員に対する要請の実施について

平成 28 年 10 月 25 日
第 7 回常設審議委員会

1 平成28年度全国農業委員会会長代表者集会

(1) 開催日時

平成28年12月1日（木） 13:00～15:00（開場 12:00）

- ① 別添「平成28年度全国農業委員会会長代表者集会開催要領」のとおり。
- ② 全国農業会議所要望等
 - ・農地利用の最適化に向けた施策推進に関する要請決議（案）

(2) 開催場所

メルパルクホール

東京都港区芝公園 2-5-20

(3) 北海道からの出席数と座席配分

別添要領記載の参加人数（案 32人）についてはあくまで予定であり、会場には余裕があるため、本道からの参加者数を制限するものではない。

昨年の本道からの参加者数は67人（うち会長等43人、職員17人、農業会議役職員7人）出席者については、11月18日を報告期限として、各地方農委連に対してとりまとめを依頼中。

参考：27年度の出席者数の内訳

	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	十勝	釧路	根室	
出席者数	6	2	4	0	6	4	5	4	4	2	10	6	2	7

(4) 全国農業会議所主催の全国統一要請 実施しない。

2 北海道選出国會議員に対する要請の実施について

(1) 要請日時

平成28年12月1日（木） 15:30～17:00

代表者集会終了後、決議事項の実現に向け、本道選出国會議員に対しての要請を行う。

(2) 実施場所

参議院議員会館の議員事務室、衆議院議員会館の議員事務室

(3) 要請内容

- ①平成28年度全国農業委員会会長代表者集会において決定した要請
- ②11月25日開催予定の第8回常設審議委員会において決定する、北海道農業会議としての重点要請

(4) 要請方法

本道からの要請参加者を3班程度に分け、衆参議院会館の議員事務室を訪問して要請を行う。

(5) 要請先

別添「北海道選出国會議員名簿（29人）」。

(6) 議員会館までの移動方法

メルパルクホールから議員会館までは、地下鉄（都営三田線・東京メトロ千代田線、徒歩にて移動。

(7) 地方農業委員会連合会での独自要請活動の実施

11月18日を報告期限として、各地方農委連に対して以下事項の報告を依頼中。

地方連	日付	場 所	対 象	時 刻	備考

平成28年度全国農業委員会会長代表者集会開催要領

－農地利用の最適化を加速させよう－

平成28年10月
 (一社)全国農業会議所

1. 開催の目的

本年4月に「農業委員会等に関する法律」の改正法が施行され、農業委員会は農地利用の最適化の推進を業務の重点とするとともに、これを加速化させるため新たに農地利用最適化推進委員を設置(改選を迎えた農委委員から、順次)することとなりました。

今後、農業委員会は、農業委員会は地域の代表として、農地制度の適正な執行、認定農業者等意欲ある担い手の確保・育成、農地の利用集積や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等の「農地利用の最適化」に向け、これまで以上に取り組みを強化させる必要があります。

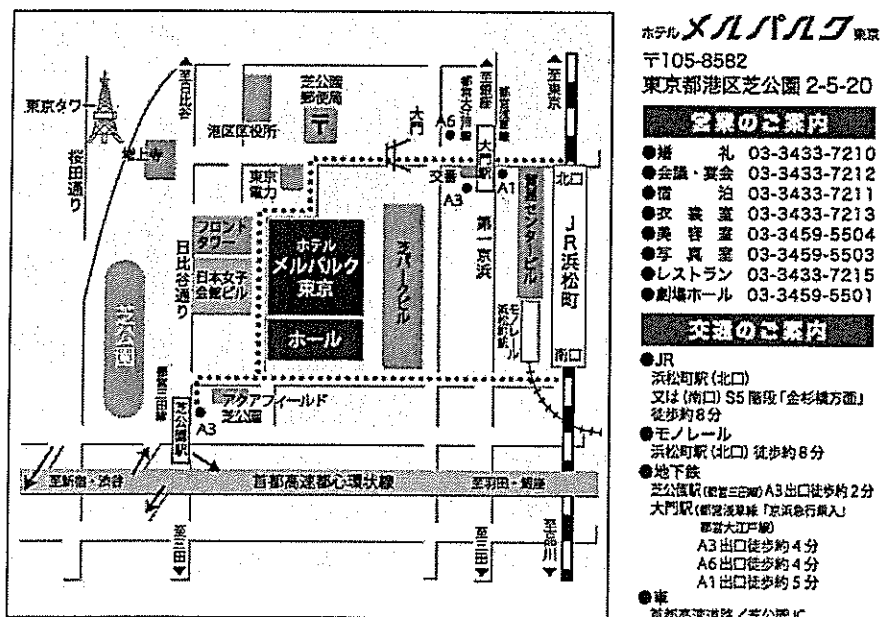
このため、全国の農業委員会の会長代表者が一堂に会し、農地利用の最適化を加速するための研修を行うこと等を目的に、全国農業委員会会長代表者集会を開催します。

2. 主 催：一般社団法人全国農業会議所

3. 参加者：市町村農業委員会会長代表者並びに都道府県農業会議役員等約1,000人(別紙参照)

4. 期 日：平成28年12月1日(木)13時～15時(開場12時)

5. 場 所：「メルパルクホール」(下図参照)



6. 日 程

- (1) 開 会
- (2) 主 催 者 挨 拶
- (3) 来 賓 挨 拶
- (4) 第1部 パネルディスカッション
「農地利用の最適化を加速させよう」
【パネリスト】
岩手県北上市農業委員会 小笠原 達也 事務局長
栃木県栃木市農業委員会 大橋 重 会長
福岡県糸島市農業委員会 藤井 重登 会長
にいがた女性農業委員の会 笠原 尚美 会長
【助 言 者】
東京大学大学院 安藤 光義 教授
秋田県農業公社(秋田県農地中間管理機構) 三浦 庄助 理事長
【進 行】
全国農業会議所 事務局長 柚木 茂夫
- (5) 第2部 要請決議・申し合わせ決議
第1号議案 農地利用の最適化に向けた施策推進に関する要請決議
(仮題)
第2号議案 「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の推進
に関する申し合わせ決議
第3号議案 「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議
- (6) 閉 会

7. 運営委員会

- (1) 運営委員会は、集会当日12時30分より同会場で開催する。
- (2) 運営委員会は、都道府県農業会議の会長で構成する。
- (3) 集会当日の運営分担は、運営委員会で決定する。

8. その他

- (1) 集会参加者は、都道府県毎に指定された場所に着席する。
- (2) 集会終了後、各都道府県毎に地元選出国會議員への要請活動を行う。
(状況に応じ、全国農業会議所役員が同行して要請活動を行う)
- (3) 各都道府県農業会議は、要請活動結果につきすみやかに全国農業会議所に報告する。全国農業会議所は要請活動結果をとりまとめ、都道府県農業会議に報告する。

平成28年度全国農業委員会会長代表者集会参加人数(案)

北海道	32	静岡	16	岡山	16
青森	32	愛知	24	広島	16
岩手	32	三重	16	山口	16
宮城	32	新潟	40	徳島	16
秋田	32	富山	24	香川	16
山形	24	石川	24	愛媛	16
福島	40	福井	24	高知	16
茨城	32	長野	40	福岡	16
栃木	24	滋賀	24	佐賀	16
群馬	32	京都	16	長崎	8
埼玉	32	大阪	10	熊本	8
千葉	32	兵庫	16	大分	8
東京	24	奈良	16	宮崎	8
神奈川	24	和歌山	16	鹿児島	8
山梨	16	鳥取	16	沖縄	6
岐阜	24	島根	16	計	992

改正農業委員会法施行後の状況について【第7報】

平成28年10月25日
第7回常設審議委員会

1 農地利用最適化推進委員を委嘱しないことができる市町村の告示について

平成28年10月17日付官報（本紙第6879号）により、農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第7条第2項に基づく「最適化推進委員を委嘱しないことができる市町村（同条1項）」の農林水産大臣による告示が、別添（農林水産省告示2047号、抜すい）の通り、なされた。

前は平成27年10月30日に告示されたが、今回、新たに告示対象となった北海道の市町村は以下の7市町村である。

旭川市、砂川市、登別市、知内町、余市町、占冠村、雄武町

2 その他

平成28年5月25日開催の農林水産省中央研修会において、本会議は同省経営局農地政策課に対して、農地利用最適化推進委員設置基準の弾力的な運用を求める意見を提出した。

これに対して、同課からは「推進委員の設置について、農業委員の改選の時期までに『推進委員設置をしないことができる市町村』とされる基準を満たすと見込まれる市町村については、統計数値に関わらず、推進委員を設置しないことができるかたちで対応したい」旨の説明があったところであり、近日中に関係通知等が発出される見込みである。

地域の実態に即した施策の実現に向けた要請について (素案)

北海道農業は、これまで、担い手への農地の集積を進め、都府県と比較し、大規模かつ生産性の高い専門的経営体を構築してきた。そして、これらの経営体を中心に、安全・安心な食料の安定供給と国土・環境の保全に大きな役割を果たすとともに、本道経済・社会を支える基幹産業として発展してきた。

本道農業・農村が今後も持続的に発展していくためには、担い手が将来にわたって意欲と希望を持ち、安心して営農に取り組める施策の実現と、本道の農業・農村の実情を踏まえた施策の確立が不可欠である。

また、本年8月以降に北海道を襲った台風による記録的な豪雨と暴風は、収穫間近の農産物の冠水や流失に加え、農地の表土流亡や流木・岩石の流入など、道内全域に大きな爪痕を残し、農地損壊等の被害額は168億円にのぼることが見込まれており、今後の営農継続に重大な支障をもたらす懸念が広がっている。

これらのことから、本道農業委員会組織（道内市町村農業委員会及び一般社団法人北海道農業会議）として、下記事項を実現するよう強く要請する。

記

1 TPP協定について

（今後の国会での審議等の情勢をふまえ、11月25日開催の第8回常設審議委員会において要請内容を決定することとしたい。なお、以下の下線部は、現時点での素案である。）

情勢政府並びに与党は、TPP協定の全容と国内への影響、さらに平成25年4月の「環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉参加に関する国会決議」との整合性について、国民に対し説明責任を果たすこと。

さらに、国会における審議においては、審議の場における十分な情報提供と真摯な対応を行い、国民が納得できる結論を得ること。

加えて、今後策定が見込まれる国内対策においては、重要5品目のみならず、有数の馬産地帯である本道において大きな影響が考えられる軽種馬を対象とするなど、本道農業と地域社会の持続的発展に支障が生じることを防ぐためにその財源を確保するとともに、恒久的な施策となるよう定めるなどの万全の措置をとること。

2 台風による農地・農作物被害対策について

今後の耕作と営農に支障をもたらさないよう、被災農地の早急な復旧と生産力の回復に向けた事業を実施し、加えて被災者の負担を軽減する措置をとるとともに、被災農地の復旧工事実施にあたっては、その重要性や必要性の判断に加え、実施の時期と工法等について、農業者を含めた現場の判断を重視してすすめること。

また、台風被災による農作物等の直接的な被害への支援に加え、来春以降の作付体系の回復に向けた経営・技術・資金等の支援を行うとともに、冠水による土壌汚染が発生した農地については、土壌の入れ替えなどの適切な措置を講じること。

なお、農業者が借り入れている農地が被災した場合において、復旧に係る費用の農地所有者との分担等について指針を示すこと。

3 農地集積支援対策について

(1 1月25日開催の第8回常設審議委員会において要請内容を決定することとしたい。以下の下線部は、現時点での素案である。)

農業経営の安定化と耕作放棄の未然防止を図るため、賃貸借への支援が中心で全国一律の仕組みとなっている現行の農地集積対策を見直し、担い手への所有権移転による農地集積の促進が重要であることを政策上の課題と位置づけ、売買による農地集積への支援や非農家から担い手への所有権移転を促進する施策を導入すること。

また、農地中間管理事業を一層活用するため、農地の出し手・受け手や農地中間管理機構の負担にならないよう、国は積極的な財政支援を行うこと。

なお、機構集積協力金については、担い手への高い集積率を実現するために予算規模の拡大と将来に向けた継続的实施を行うこと。

4 担い手育成対策の強化について

(1 1月25日開催の第8回常設審議委員会において要請内容を決定することとしたい。以下の下線部は、現時点での素案である。)

農業生産を担うのは、主業農家である家族経営とその延長に位置する農地所有適格法人であることに十分配慮し、農業経営基盤強化促進法に基づく「認定農業者」制度を基礎に担い手の明確化ならびに各種支援施策の重点化を図るとともに、農地所有適格法人の設立と運営への支援策を強化すること。

5 耕作放棄地の解消活動と発生防止への支援について

(1 1月25日開催の第8回常設審議委員会において要請内容を決定することとしたい。以下の下線部は、現時点での素案である。)

耕作放棄地の再生作業を支援する「荒廃農地等利活用促進交付金」について、現場の要望に応えうるよう十分な予算を確保すること。

また、当面、受け手のいない農地・再生可能な耕作放棄地について、荒廃化が進まないよう保全管理する取り組みを支援する措置を充実させること。

6 農業農村整備事業の拡充と予算の確保について

(1 1月25日開催の第8回常設審議委員会において要請内容を決定することとしたい。以下の下線部は、現時点での素案である。)

農業の生産性向上を図る基盤整備事業を計画的に進めるため、ほ場の大区画化や排水対策等の農業基盤整備について、農村現場の要望に応えうるために、当初予算の段階で必要な額を確保するよう、予算要求の仕組みを見直すこと。